

総務省、厚生労働省、  
農林水産省、経済産業省、告示第 号  
国土交通省

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三条第一項の規定に基づき、中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和二年 月 日

総務大臣 高市 早苗

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を改正する告示

中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成十七年農林水産省、  
総務省、厚生労働省、  
経済産業省、告示第二号）の一部を次

のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>第1 「略」</p> <p>第2 社外高度人材活用新事業分野開拓</p> <p>1 社外高度人材活用新事業分野開拓の内容に関する事項</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>第1 「略」</p> <p>第2 社外高度人材活用新事業分野開拓</p> <p>1 社外高度人材活用新事業分野開拓の内容に関する事項</p>

---

一 「略」

二 新事業活動

「新事業活動」とは、①新商品の開発又は生産、②新役務の開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④役務の新たな提供の方式の導入、⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動を指す。個々の新規中小企業者等にとって新たな事業活動であれば、既に他社において採用されている技術・方式等を活用する場合についても原則として支援する。

三 「略」

2・3 「略」

---

一 「略」

二 新事業活動

「新事業活動」とは、①新商品の開発又は生産、②新役務の開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を指す。個々の新規中小企業者等にとって新たな事業活動であれば、既に他社において採用されている技術・方式等を活用する場合についても原則として支援する。

三 「略」

2・3 「略」

---

### 第3 経営革新

#### 1 経営革新の内容に関する事項

##### 一 新事業活動

「新事業活動」とは、①新商品の開発又は生産、②新役務の開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④役務の新たな提供の方式の導入、⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動を指す。個々の中小企業者にとって新たな事業活動であれば、既に他社において採用されている技術・方式等を活用する場合についても原則として支援する。ただし、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものにつ

---

### 第3 経営革新

#### 1 経営革新の内容に関する事項

##### 一 新事業活動

「新事業活動」とは、①新商品の開発又は生産、②新役務の開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④役務の新たな提供の方式の導入、⑤技術に関する研究開発を指す。個々の中小企業者にとって新たな事業活動であれば、既に他社において採用されている技術・方式等を活用する場合についても原則として支援する。ただし、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当

いては同一地域における同業他社）における当該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については支援対象外とする。

## 二 多様な取組

基盤技術及びサービスモデルの研究開発、知的財産の活用等の先進的な取組から、異分野の中小企業の連携、機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化、生産管理・品質管理、労務・財務管理等まで、経営の向上に資する多様な取組を対象とする。

## 2 経営革新の実施方法に関する事項

該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については支援対象外とする。

## 二 多様な取組

知的財産の活用等の先進的な取組から、機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化、生産管理・品質管理、労務・財務管理等まで、経営の向上に資する多様な取組を対象とする。

## 2 経営革新の実施方法に関する事項

---

一 計画期間

計画期間は三年間ないし八年間とする。

二 事業期間

事業期間（計画期間のうち研究開発を除く

新事業活動を実施する期間をいう。）は、三

年間ないし五年間とする。

三 経営指標

以下の二つの経営指標を支援に当たったの  
判断基準とする。グループによる申請につい  
ては、グループ全体としての経営指標あるい  
は参加者個々の経営指標のいずれでも用いる  
ことができることとする。

なお、本指標は、今後、運用の状況や景気

---

一 計画期間

計画期間は三年間ないし五年間とする。

〔新設〕

二 経営指標

以下の二つの経営指標を支援に当たったの  
判断基準とする。グループによる申請につい  
ては、グループ全体としての経営指標あるい  
は参加者個々の経営指標のいずれでも用いる  
ことができることとする。

なお、本指標は、今後、運用の状況や景気

---

の動向を勘案し、必要に応じて見直すものとする。

イ 付加価値額の向上

付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額のいずれかについて、事業期間が五年間の計画の場合、計画期間が終了するまでの目標伸び率が十五%以上のものを求める。事業期間が三年間の場合九%以上の目標を、四年間の場合十二%以上の目標を求める。

注) 付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計とする。

ロ 給与支給総額の向上

の動向を勘案し、必要に応じて見直すものとする。

イ 付加価値額の向上

付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額のいずれかについて、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が十五%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合九%以上の目標を、四年間の場合十二%以上の目標を求める。

注) 付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計とする。

ロ 経常利益の向上

給与支給総額について、事業期間が五年間の計画の場合、計画期間が終了するまでの目標伸び率が七・五%以上のものを求める。事業期間が三年間の場合は四・五%以上の目標を、四年間の場合は六%以上の目標を求める。

注) 給与支給総額の算出については、役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当（残業手当、休日出勤手当、家族（扶養）手当、住宅手当等）を含み、給与所得とされない手当（退職手当等）及び福利厚生費は含まないものとする。

経常利益について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が五%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合は三%以上の目標を、四年間の場合は四%以上の目標を求める。

注) 経常利益の算出については、計画の承認を受けた中小企業者の資金調達に係る財務活動に係る費用（支払利息、新株発行費等）を含み、本業との関連性の低いもの（有価証券売却益、賃料収入等）は含まないものとする。



3 海外において経営革新のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営革新の促進に当たって配慮すべき事項

一～四 「略」

五 申請手続の簡素化

国や都道府県は、申請手続の負担を軽減するため、電子申請システムの開発及び利用促進に努める。

4 技術に関する研究開発及びその成果の利用に当たって配慮すべき事項

一 研究開発の方向性の提示

国は、我が国製造業の国際競争力を支えるものづくり基盤技術の高度化及び我が国経済

3 海外において経営革新のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営革新の促進に当たって配慮すべき事項

一～四 「略」

〔新設〕

〔新設〕

---

の大部分を占めるサービス業の労働生産性の向上の観点から、技術及び市場の動向、企業の先駆的取組事例等に係るデータベースを整備するとともに、研究開発に取り組む中小企業が参考とするために、今後社会に求められる技術の方向性及び具体的な開発手法の情報を広く発信するよう努めるものとする。

## 二 先端技術の活用手順の作成

国は、IoT、AI等の先端技術の利用及び高度化を進めるための具体的手順を汎用的かつ拡張性ある形式で提示するものとする。

## 三 その他都道府県とともに取り組むべき事項

国や都道府県は、研究開発に取り組む中小

---

企業に対して、産学官連携、人材育成及び技能伝承、知的財産権の取得及び管理、海外展開並びに価格、納期及び性能以外の顧客価値に着目した提案力の向上等を促すものとする

〔削る〕

---

第4 異分野連携新事業分野開拓

1 異分野連携新事業分野開拓の内容に関する事

項

一 異分野

「異分野」とは、日本標準産業分類における細分類（四桁）において、異なる分類に属しているものを指す。ただし、同分類に属しているものであっても、連携事業を行うため

---

に持ち寄るノウハウや技術等の中身が異なる場合は異分野とするなど、事業を行うために持ち寄る経営資源の実質的内容により判断する。

## 二 新事業活動

「新事業活動」とは、①新商品の開発又は生産、②新役務の開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を指す。「新事業分野開拓」が可能となるような、地域や業種を勘案して新しい事業活動を支援する。ただし、当該地域や業種において、既に相当程度普及している技術・方式

---

---

の導入等及び研究開発段階にとどまる事業については支援対象外とする。

### 三 新事業分野開拓

「新事業分野開拓」とは、新事業活動によつて、市場において事業を成立させることを指す。「需要が相当程度開拓されること」が必要であり、具体的な販売活動が計画されているなど事業として成り立つ蓋然性が高く、その後も継続的に事業として成立することが求められる。

### 四 計画期間

計画期間は三年間ないし五年間とする。

### 五 財務面の要件

---

「新事業活動」により持続的なキャッシュ・フローを確保し、十年以内に融資返済や投資回収が可能なものであり、資金調達コストを勘案し、当該事業について一定の利益を上げることが要件とする。

2|| 異分野連携新事業分野開拓における連携に関する事項

一|| 中核となる中小企業の存在  
連携事業に参画する事業者等が一体的に活動するため、連携内でリーダーシップを発揮し、事業連携の核となる中小企業（コア企業）が必要である。

二|| 中小企業の主体的参画

---

異分野連携新事業分野開拓計画には二以上の中小企業の参加が必要であるが、事業に参加する営利企業のうち、企業数又は事業費等で勘案した実質的な事業に対する貢献度合いで中小企業の占める割合が半数以下の場合には、支援対象外とする。

### 三 参加事業者間での規約等の存在

当事者間の規約等を策定し、工程管理や品質管理が統一的に行われるような役割分担、対外的な取引関係における責任体制の在り方等を明確化し、市場から信用される体制を構築することが必要である。なお、連携事業者には、互いに競争力を維持し、努力しない事

---

業者は自律的に連携事業から退出することとされるなどの緊張感ある関係を有することが望まれる。

- 3||
- 異分野連携新事業分野開拓のために提供される経営資源の内容及びその組合せに関する事項
- 一|| 提供される経営資源の内容

「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他ビジネスノウハウ、知的財産権等を含む事業活動に活用される資源を指す。連携事業に参加する各主体が持ち寄るそれぞれの強みである経営資源が計画の中で具体的に示され、新事業活動がそれらの組合せにより可能となったものであることが



---

必要である。

## 二 経営資源の組合せ

経営資源の限られる中小企業においては、経営資源の従来見られない組合せを行うことが、新事業分野開拓につながる蓋然性が高い。また、中小企業者同士のみならず、大学、試験研究機関、中堅・大企業、NPO（特定非営利活動法人）等、他の関連事業者等とも連携することが大きな効果を生む。

なお、単に共同購買を行うのみの場合等の新たな事業活動の創出につながらない連携や、親事業者と下請事業者の取引関係、通常の商取引における売買や役員契約等の一時的な

---

---

取引関係にある企業同士については、支援対象外とする。

4 海外において異分野連携新事業分野開拓に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他異分野連携新事業分野開拓の促進に当たって配慮すべき事項

一 国内の事業基盤の維持

国は、海外における異分野連携新事業分野開拓に係る事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業が国内において本社の維持等に努めるよう促すものとする。

二 異分野連携新事業分野開拓が生まれる環境の整備

---

国は、柔軟なグループの形成の土壌である産業クラスター計画、産学連携、産業集積、異業種交流の促進等周辺環境整備に努めるものとする。

### 三 国として行う支援の在り方

国は、「異分野連携新事業分野開拓計画」の形成段階から事業の実施まで一貫して、重点的、集中的な支援を行うため、経済産業局及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が連携することにより、各地方ブロックに支援体制を構築する。

当該支援体制には、金融機関、商社又は支援機関の出身者、有識者、起業経験者その他

---

のビジネス実務に精通した者をプロジェクトマネージャーとして配置し、民間活力を活用して、異分野連携新事業分野開拓計画に関する事業性についての評価を行う。有望な事業については、プロジェクトマネージャーを中核とした支援チームを組成して、事業計画の策定段階から研究開発、販路開拓等の様々な段階において、税務・法務等の専門的知見に基づく助言や技術的課題を克服するための研究機関の紹介、製品を販売につなげるための他企業とのマッチング等、事業者の立場に立った必要な支援を行うものとする。

#### 四 異分野連携新事業分野開拓の取組の拡大

---

国は、都道府県や民間など幅広い主体と連携し、異分野連携新事業分野開拓の取組の拡大に努めるものとする。特に、成功事例の蓄積・紹介は、事業者全般に対して他者との連携の重要性を周知し、自発的な連携事業への取組を促す波及的効果が高いことを踏まえ、施策の効果的な広報を展開することとする。

また、定期的に認定事業についての情報を収集し、支援策の在り方や、指標等の見直し、他の施策との融合など、新連携に関連する施策全般の不断の見直しを行い、「異分野連携新事業分野開拓」の取組の拡大を図る。

五 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の

---

第4 経営力向上

1 経営力向上の内容に関する事項

---

推奨

国は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、異分野連携新事業分野開拓の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

---

第5 経営力向上

1 経営力向上の内容に関する事項

---

---

一 経営力向上

「経営力向上」とは、現に有する経営資源又は法第二条第十一項に規定する事業承継等により他の事業者から取得した又は提供された経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）を事業活動において十分効果的に利用（新たに経営資源を導入することを含む。）することを指す。なお、「経営力向上」の内容は、例えば、現に有する経営資源を利用する場合にあつては、第二号から第六号までに掲げる事項とし、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合に

---

一 経営力向上

「経営力向上」とは、現に有する経営資源又は法第二条第十二項に規定する事業承継等により他の事業者から取得した又は提供された経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）を事業活動において十分効果的に利用（新たに経営資源を導入することを含む。）することを指す。なお、「経営力向上」の内容は、例えば、現に有する経営資源を利用する場合にあつては、第二号から第五号までに掲げる事項とし、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合に

---

あつては、第二号から第七号までに掲げる事項とする。

二 「略」

三 組織の活力の向上による人材の有効活用

従業員 の健康増進に資する取組を含む職場

環境の整備改善又は従業員の適正な評価その

他の取組により、従業員の離職率低下又は意

欲の増進その他組織の活力の向上を図り、も

つて従業員の能力を有効活用することをいう

四

四・五 「略」

六 経営能率の向上のためのデジタル技術の活

用

あつては、第二号から第六号までに掲げる事項とする。

二 「略」

「新設」

三・四 「略」

五 経営能率の向上のための情報システムの構

築



---

既製の情報システムの導入（特に、クラウドサービスや会計、人事労務、販売管理等の基幹業務システムの一括導入）その他の経営能率の向上のための情報システムの構築をいう。

七| 「略」

2 経営力向上の実施方法に関する事項

一 「略」

二 要件

イ 「略」

ロ 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

(1) 事業承継の促進

---

既製の情報システムの導入その他の経営能率の向上のための情報システムの構築をいう。

六| 「略」

2 経営力向上の実施方法に関する事項

一 「略」

二 要件

イ 「略」

ロ 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

(1) 事業承継の促進

---

---

当該制度は中小企業者等の事業承継を促進するものであるから、中小企業者等が事業承継等（法第二条第十一項第九号に掲げるものを除く。）を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

(2) 「略」

3 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

一・二 「略」

---

当該制度は中小企業者等の事業承継を促進するものであるから、中小企業者等が事業承継等（法第二条第十二項第九号に掲げるものを除く。）を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

(2) 「略」

3 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

一・二 「略」

三 申請手続の簡素化

国は、申請手続の負担を軽減するため、電子申請システムの開発及び利用促進に努める

㊦

四 〇七 「略」

八 IT、データ等の活用の促進

国は、中小企業者等の経営力向上に向けた自動化、遠隔対応、ビジネスモデル革新、サイバーセキュリティ対策その他の取組の促進に当たって、業種毎の特性に配慮しつつ、各種支援機関や取引先等を通じた面的な働きかけや共通基盤の構築等を通じて、中小企業者等によるIT、データ等を活用した生産性の

〔新設〕

三 〇六 「略」

七 IT等の活用の促進

国は、中小企業者等の経営力向上に向けた取組の促進に当たって、中小企業者等によるIT等を活用した生産性の向上に係る取組を促進するよう努めるものとする。

向上に係る取組を促進するよう努めるものとする。

九〇十一 「略」

4 事業分野別指針に関する事項

事業分野別指針に係る事業分野に属する事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）が、事業分野別指針を定める場合には、この基本方針に基づき、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〇四 「略」

五 事業分野別経営力向上推進業務に関する事

項

第5の4から6までの規定に基づいて定め

八〇十一 「略」

4 事業分野別指針に関する事項

事業分野別指針に係る事業分野に属する事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）が、事業分野別指針を定める場合には、この基本方針に基づき、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〇四 「略」

五 事業分野別経営力向上推進業務に関する事

項

第6の4から6までの規定に基づいて定め



---

一 経営革新を行おうとする中小企業又は経営力向上を行おうとする中小企業者等の財務状況、事業分野ごとの将来性、キャッシュ・フロー見通し、国内外の市場動向等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況に関する調査・分析

二 調査・分析の結果等に基づく中小企業の経営革新のための事業又は中小企業者等の経営力向上に係る事業の計画（経営改善計画、資金計画、マーケティング戦略計画等）の策定に係るきめ細かな指導及び助言並びに経営力

次に掲げる業務を行うこととする。

一 経営革新若しくは異分野連携新事業分野開拓を行おうとする中小企業又は経営力向上を行おうとする中小企業者等の財務状況、事業分野ごとの将来性、キャッシュ・フロー見通し、国内外の市場動向等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況に関する調査・分析

二 調査・分析の結果等に基づく中小企業の経営革新のための事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は中小企業者等の経営力向上に係る事業の計画（経営改善計画、資金計画、マーケティング戦略計画等）の策

向上に係る事業の計画に基づく取組の促進

三 中小企業の経営革新のための事業又は中小企業者等の経営力向上に係る事業の計画を円滑に実施するためのきめ細かな指導及び助言

2～9 「略」

第6 「略」

第7 中小企業の事業継続力強化

1 単独で行う事業継続力強化の内容に関する事

項

一 「略」

定に係るきめ細かな指導及び助言並びに経営

力向上に係る事業の計画に基づく取組の促進

三 中小企業の経営革新のための事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は中小企業者等の経営力向上に係る事業の計画を円滑に実施するためのきめ細かな指導及び助言

2～9 「略」

第7 「略」

第8 中小企業の事業継続力強化

1 単独で行う事業継続力強化の内容に関する事

項

一 「略」

---

## 二 事業継続力強化の目標

事業継続力強化の目標は、事業継続力強化の必要性を認識した上で、必要となる具体的な対策及び取組の内容を検討する際の判断基準となる。そのため、事業継続力強化に当たっては、その目標を定めることが求められる。

事業継続力強化に向けては、自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響を踏まえた上で、事業継続力強化の目標を達成するために必要となる具体的な対策及び取組の計画を定め、実施することが求められる。

事業活動に影響を与える自然災害等のリス

---

## 二 事業継続力強化の目標

事業継続力強化の目標は、事業継続力強化の必要性を認識した上で、必要となる具体的な対策及び取組の内容を検討する際の判断基準となる。そのため、事業継続力強化に当たっては、その目標を定めることが求められる。

事業継続力強化に向けては、自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響を踏まえた上で、事業継続力強化の目標を達成するために必要となる具体的な対策及び取組の計画を定め、実施することが求められる。

事業活動に影響を与える自然災害等のリス

---



---

クとして、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、サイバー攻撃、感染症その他の異常な現象に直接又は間接に起因するリスクが想定される。中小企業者には、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用し、自らの事業環境をめぐる自然災害等のリスクを認識し、当該リスクを踏まえた事業活動に与える影響を想定することが求められる。そのため、中小企業者の事業継続力強化については、自然災害等のリスクを踏まえた事前対策を実施する取組を支援対象とする。

---

クとして、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象に直接又は間接に起因するリスクが想定される。中小企業者には、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用し、自らの事業環境をめぐる自然災害のリスクを認識し、当該リスクを踏まえた事業活動に与える影響を想定することが求められる。そのため、中小企業者の事業継続力強化については、右に掲げる自然災害のリスクを踏まえた事前対策を実施する取組を支援対象とする。

---

---

三〇九 「略」

十 親事業者、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力

中小企業者にとって、様々な経営課題の中で、事業継続力強化に対する優先順位は必ずしも高くない。また、中小企業者が自力で全ての事前対策を講ずることには一定の限界があるため、中小企業者を取り巻く関係者による働きかけや支援が重要となる。

---

加えて、例えば、自然災害に起因しないサイバー攻撃によるリスク等を踏まえた事業活動に与える影響を想定することも求められる。

三〇九 「略」

十 親事業者、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力

中小企業者にとって、様々な経営課題の中で、事業継続力強化に対する優先順位は必ずしも高くない。また、中小企業者が自力で全ての事前対策を講ずることには一定の限界があるため、中小企業者を取り巻く関係者による働きかけや支援が重要となる。

---

---

事業継続力強化を行う中小企業者を取り巻く関係者としては、独立行政法人中小企業基盤整備機構のほか、例えば、サプライチェーンにおける親事業者、損害保険会社、民間金融機関、政府関係金融機関、地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等が挙げられ、これら関係者による取組としては、次のようなものが想定される。

イ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定促進に向けた普及啓発、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、事業継続力強化に関

---

事業継続力強化を行う中小企業者を取り巻く関係者としては、独立行政法人中小企業基盤整備機構のほか、例えば、サプライチェーンにおける親事業者、損害保険会社、民間金融機関、政府関係金融機関、地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等が挙げられ、これら関係者による取組としては、次のようなものが想定される。

〔新設〕

する支援人材の育成等

ロ)ト 「略」

国は、これら中小企業者を取り巻く関係者による中小企業者の事業継続力強化に係る協力の先行的な取組事例について、普及啓発を図るものとする。

なお、サプライチェーンにおける事業継続力強化に当たっては、例えば、親事業者が下請中小企業者に対して、一方的に防災関連の設備投資を指示し、そのコストを不当に当該下請中小企業者に負担させる、あるいは、親事業者が下請中小企業者に対して、当該下請中小企業者以外の者による代替生産を可能と

イ)へ 「略」

国は、これら中小企業者を取り巻く関係者による中小企業者の事業継続力強化に係る協力の先行的な取組事例について、普及啓発を図るものとする。

なお、サプライチェーンにおける事業継続力強化に当たっては、例えば、親事業者が下請中小企業者に対して、一方的に防災関連の設備投資を指示し、そのコストを不当に当該下請中小企業者に負担させる、あるいは、親事業者が下請中小企業者に対して、当該下請中小企業者以外の者による代替生産を可能と

---

するために、一方的に製品に関する営業秘密の無償提供を求める等、親事業者は下請中小企業者にとって過大な負担を一方的に押しつけることがあってはならない。親事業者には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）等、関係法令を遵守した上で、下請中小企業者の実情に十分配慮するとともに、そのニーズに応じたきめ細かい支援を行うことが求められる。

十一 「略」

---

するために、一方的に製品に関する営業秘密の無償提供を求める等、親事業者は下請中小企業者にとって過大な負担を一方的に押しつけることがあってはならない。親事業者には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）等、関係法令を遵守した上で、下請中小企業者の実情に十分配慮するとともに、そのニーズに応じたきめ細かい支援を行うことが求められる。

十一 「略」

---

---

2 連携して行う事業継続力強化（以下「連携事業継続力強化」という。）の内容に関する事項

業継続力強化」という。）の内容に関する事項

一 連携事業継続力強化

1に掲げる単独で行う事業継続力強化を効果的に進めるに当たっては、個々の中小企業者が事業継続力強化に資する対策及び取組の全てを自ら講ずるにとどまらず、他者と連携して、原材料や人員といった経営資源を融通し合う、あるいは、自然災害等発生後に相互に代替生産を行うことも有効である。

そのため、1に掲げる単独で行う事業継続力強化の対策及び取組を基本としつつ、例えば、国内外を問わず、遠隔地に所在する同業

---

2 連携して行う事業継続力強化（以下「連携事業継続力強化」という。）の内容に関する事項

業継続力強化」という。）の内容に関する事項

一 連携事業継続力強化

1に掲げる単独で行う事業継続力強化を効果的に進めるに当たっては、個々の中小企業者が事業継続力強化に資する対策及び取組の全てを自ら講ずるにとどまらず、他者と連携して、原材料や人員といった経営資源を融通し合う、あるいは、自然災害発生後に相互に代替生産を行うことも有効である。

そのため、1に掲げる単独で行う事業継続力強化の対策及び取組を基本としつつ、例えば、国内外を問わず、遠隔地に所在する同業

---

他者との間で、自らの設備に被害が生じた場合に代替生産を行う体制を構築する等、二以上の中小企業者（連携事業継続力強化を行う大企業者がある場合は、当該大企業者を含む以下「連携事業者」という。）が連携して事業継続力強化を行う取組も支援対象とする。

なお、連携事業継続力強化の取組は、連携事業者がそれぞれ製造する製品等の販売協力や、各者の技術を用いた新製品等の共同開発にも資することが想定される。また、連携事業者の従業員の交流によって、人材の育成や業務の効率化が図られ、その結果、連携に取

---

他者との間で、自らの設備に被害が生じた場合に代替生産を行う体制を構築する等、二以上の中小企業者（連携事業継続力強化を行う大企業者がある場合は、当該大企業者を含む以下「連携事業者」という。）が連携して事業継続力強化を行う取組も支援対象とする。

なお、連携事業継続力強化の取組は、連携事業者がそれぞれ製造する製品等の販売協力や、各者の技術を用いた新製品等の共同開発にも資することが想定される。また、連携事業者の従業員の交流によって、人材の育成や業務の効率化が図られ、その結果、連携に取

---

---

り組む複数の事業者それぞれの事業発展にもつながりうる。連携事業継続力強化を行うに当たっては、平時の事業発展も念頭に置いた取組を行うことが重要である。

また、連携事業継続力強化は、連携事業者の競争上の地位その他適正な利益の保護に相互に配慮しつつ取り組むとともに、連携事業者それぞれの経営判断に基づき、信頼関係を構築しつつ、段階的に取組を進めていくことが重要である。

二〇四 「略」

五 連携事業継続力強化に資する対策及び取組  
連携事業継続力強化に当たっては、四に掲

---

り組む複数の事業者それぞれの事業発展にもつながりうる。連携事業継続力強化を行うに当たっては、平時の事業発展も念頭に置いた取組を行うことが重要である。

また、連携事業継続力強化は、連携事業者の競争上の地位その他適正な利益の保護に相互に配慮しつつ取り組むとともに、連携事業者それぞれの経営判断に基づき、信頼関係を構築しつつ、段階的に取組を進めていくことが重要である。

二〇四 「略」

五 連携事業継続力強化に資する対策及び取組  
連携事業継続力強化に当たっては、四に掲



---

げる連携の態様を踏まえ、連携事業者が経営資源を相互に融通し合うことにより、事業継続力強化の取組を効果的に行うことが求められる。そのため、1の四から十一までに掲げる単独で行う事業継続力強化の対策及び取組を基本としつつ、次のイからトまでに掲げる事項について、自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響、連携事業者それぞれの経営状況等を踏まえ、効果的な対策及び取組を選択して実施するものとする。

イ～ホ 「略」

へ 親事業者、政府関係金融機関その他の者による連携事業継続力強化に係る協力

---

げる連携の態様を踏まえ、連携事業者が経営資源を相互に融通し合うことにより、事業継続力強化の取組を効果的に行うことが求められる。そのため、1の四から十一までに掲げる単独で行う事業継続力強化の対策及び取組を基本としつつ、次のイからトまでに掲げる事項について、自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響、連携事業者それぞれの経営状況等を踏まえ、効果的な対策及び取組を選択して実施するものとする。

イ～ホ 「略」

へ 親事業者、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力

---

---

連携事業継続力強化においても、単独で行う事業継続力強化と同様に、中小企業者を取り巻く関係者による働きかけや支援が重要となる。

そうした関係者による取組としては、1の十に掲げる事項に加え、例えば、中小企業団体中央会、商工会、商工会議所又は独立行政法人中小企業基盤整備機構による連携事業継続力強化の取組を組成するためのあつせん・情報交換の場の設定、親事業者がサプライチェーン全体の事業継続力を強化するために行う複数の下請中小企業者を対象とした一括支援等、地方公共団体が行

---

連携事業継続力強化においても、単独で行う事業継続力強化と同様に、中小企業者を取り巻く関係者による働きかけや支援が重要となる。

そうした関係者による取組としては、1の十に掲げる事項に加え、例えば、中小企業団体中央会、商工会又は商工会議所による連携事業継続力強化の取組を組成するためのあつせん・情報交換の場の設定、親事業者がサプライチェーン全体の事業継続力を強化するために行う複数の下請中小企業者を対象とした一括支援等、地方公共団体が行う地域における面的連携の仲介や環境

---

う地域における面的連携の仲介や環境整備  
等が挙げられる。

ト 「略」

3 事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき

事項

一～三 「略」

四 申請手続の簡素化

国は、申請手続の負担を軽減するため、電

子申請システムの開発及び利用促進に努める

。

五・六 「略」

「削る」

整備等が挙げられる。

ト 「略」

3 事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき

事項

一～三 「略」

「新設」

四・五 「略」

第9 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備

都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）が当該地域内において新たな事業活動を促進するためには、その有する地域産業資源を活用して事業環境の整備を主体的に行うことが重要である。そのため、都道府県等は、自ら作成する事業環境整備構想に基づき、新事業支援体制の整備と高度技術産学連携地域の活用を行うこととする。

注）これまで、新事業創出促進法等に基づく都道府県等の主体的な取組の結果、地域に存在する産業支援機関が連携し、地域産業に対して地域産業資源を適時適切にワンストップで提供する総合的な支援体制等が整備されてき

---

たことに留意する必要がある。

1|| 新事業支援体制の整備に関する事項

都道府県等は、技術、人材、情報又は資金の各方面における各種支援機関の間で連携の強化や統合を通じて、研究開発からその成果を活用した企業の自立的発展に至るまでの事業展開の各段階において適時適切な支援事業を行うための総合的な支援体制を、次に掲げる諸点に留意して主体的に整備することとする。

一|| 新事業支援機関に関する事項

都道府県等は、技術の研究開発及びその成果の移転の促進、経営能率の向上に資する研修指導、市場に関する調査研究及び情報提供

---

資金の融通の円滑化等の技術・人材・情報  
・資金面での支援事業を行う公益法人や株式  
会社（第三セクター方式によるものを含む）。

）等の各種支援機関を、新事業支援機関とし  
て事業環境整備構想の中に位置づけること。

## 二 中核的支援機関に関する事項

都道府県等は、以下の機能を効果的に担い  
、新事業支援体制の中心として支援事業を实  
施する機関を、中核的支援機関として認定す  
ること。

イ 新事業支援機関相互の連携強化又は統合  
を進めることにより、新事業支援体制の形  
成を促進すること。

---

---

ロ 他の新事業支援機関に関する情報提供を併せて行う新事業支援体制の総合窓口として機能すること。

三 新事業支援機関と中核的支援機関相互の提携又は連絡に関する事項

新事業支援機関は、中核的支援機関を中心に相互に提携又は密接な連絡体制を構築し、それぞれが有する支援機能を相互補完することによって、他の支援機関の事業についての情報を利用者に提供できるよう努めること。

その際、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業大学校等の地域における中小企業の振興を図る団体等との連携に配慮す

---

ること。

また、都道府県等は、新事業支援体制の整備に当たり、公設試験研究機関の強化等の技術振興に関する施策の充実及び地域企業が特許権その他の知的財産権を有効に活用できるよう情報提供等に努めること。

## 2

高度技術産学連携地域の活用に関する事項

都道府県等は、事業者と研究機関との相互の交流・連携が活発に行われる場としての高度技術産学連携地域を、国土総合開発計画その他法律の規定による地域の振興又は整備に関する計画との調和に配慮しつつ、次に掲げる諸点に留意して設定・活用するものとする。

---



---

一 地域の設定は、原則として、市町村又は特別区若しくは指定都市の区を単位として、自然的経済的社会的条件から見た一体性を勘案しつつ行うこと。その際、複数の市町村により地域を設定する場合は、その総面積がおおむね十三万ヘクタール以下となること。

二 事業者と研究機関がそれぞれ相当数存在すること、との条件における「相当数」とは、個別の高度技術産学連携地域ごとに、当該地域の面積や、当該地域に存在する事業者及び研究機関の規模、技術水準等を勘案して、総合的に判断されるものであること。

三 新たな事業活動が相当程度促進されること

---

---

が見込まれること、との条件における「相当程度」とは、個別の高度技術産学連携地域ごとに、当該地域における事業者の活動実態等を勘案して、総合的に判断されるものであること。

四 事業者と研究機関との相互の交流・連携を促進するための賃貸型の工場・事業場（いわゆるインキュベーション施設）を整備する場合には、高度技術産学連携地域における事業者・研究機関の特色を踏まえること。また、その運営に当たっては、各都道府県等において整備された新事業支援体制や各大学における技術移転機関等の産学連携を推進する機関

---

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	
	<p>を有効に活用するとともに、事業者の支援を行う人材を配置することにより、事業者と研究機関との相互の交流・連携や、事業者の新たな事業活動が円滑に行われるよう配慮すること。</p>

附 則

この告示は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。